

平成19年度 第2回 岐阜県森林審議会（議事概要）

（日時：H19.12.14（金）13:30～16:00）

（場所：議会棟西棟 第1会議室）

（欠席：石川委員、神谷委員、裕委員）

（議事概要）

進行：武山技術総括監

（部長あいさつ）

- ・本日は木曾川地域森林計画と揖斐川町他の3計画区の変更について、ご審議をいただきたい。
- ・岐阜県においては、昨年の全国植樹祭で条例を施行させ、基本計画を昨年の12月に県議会で5ヵ年計画を制定した。この条例と基本計画に基づきましてぶれない林業、ぶれない森林政策に取り組んでいる。
- ・一つには、県産材の利用である。県産材の定義からはじめ、いろんな議論を行い、現在、県の中で生産された森林をベースにしてやっていくこととしている。
- ・本年4月から、県産材証明制度をスタートさせた。岐阜県のように問題点はあるながらも、システム的にきちっとやっておる県はほとんどない。
- ・また、この県産材証明制度を活用しながら、今年度より県産材を活用者に抽選で20万円を助成する制度を始めた。
- ・間伐は、これは林野庁が二酸化炭素問題に端を発しまして、相当思い切った予算を確保した。岐阜県は、北海道に次ぐ予算を獲得し、執行している。木材生産が難しい奥地については、25万円/haで全額国費の制度を林野庁は導入したため、県も補正対応して進めている。
- ・森林所有境界の問題は林野庁も手当しているが、いろんな縛りの中で、きちっと境界を確定するような作業につながっていない実態がある。地方の実情と林野庁での制度でどういふところにネックがあるのか、一つずつ詰めてまいりたい。森林所有境界の問題は全国の問題である。
- ・それから、森林病虫害の被害対策であるが、国でもある程度制度は用意されているが、できないところは県単措置、あるいは研究ということで幅広く来年度はやっていきたい。カシナガはこれといった決め手が100%得られないが、チャレンジしていく。
- ・担い手は深刻な問題である。岐阜県でも数が減ってきている。今年度からモデル的に実施している森プロの対象面積500haをもう少し下げてできないか検討している。森プロでは高性能林業機械の導入とそのためのきめ細かい作業道の設置が非常に大事である。その現場に岐阜県の若い女性が就労した事例もある。
- ・やはり担い手という問題が本当に深刻な問題でございまして、今、緑の雇用対策事業で森林従事者になって2年目までは研修手当が10万円弱出るが、3年目についての制度改革はできないか国において議論をされている。担い手の問題はほとんどこれからの状況。いろいろ対策を打っているが、なかなか効果としてあらわれていない。この問題を来年度ぜひやっていただきたい。
- ・それから、里山については林政部だけでなく、いろんな問題が絡んでいるので県庁の中の都市建築部（都市緑化）、環境生活部を含めた全県庁で市町村とも連携しながら、来年度から対策を進めていきたい。
- ・それから最近、企業による森づくりが積極的になってきた。キリンビールが八百津町で、荒廃地の整備に取り組んでいる。
- ・県内に今のところ6ヵ所ぐらい、全国の大企業4社、県内企業2社、との協定がまとまりそうである。協定がまとまり次第、順次発表をしていく。このように里山、こういった地域の山については企業による支援もお願いしながら進めていきたい。
- ・いずれにしても、森林・林業を取り巻く環境はいろいろ奥深いものがあるので、なかなか一挙に解決はしないが、きちっとした方針のもとに青写真を持ちながら進めてまいりたい。

議事進行：林会長

（議第1号・資料1-1～資料5について、事務局山崎課長補佐説明）

質疑

(伊藤委員)

- ・東濃地域は竹林が相当ある。未整備森林では相当竹が生び込んでいる。竹林はこの計画ではどのような割合になっているのか。
→(山崎技術課長補佐) 410haある。(資料編 p 48の裏ページ参照)

(林会長)

- ・造林地に進入してきた竹林を実態として押さえられないか。
→(山崎技術課長補佐) 森林簿では小班全体が竹であれば竹林と評価するが、主林木としてスギやヒノキがあれば、そちらを主として捉えるので竹は出てこない。

(伊藤委員)

- ・今後竹林はどのように整備するのか。
→(小椋林政課長) 計画区全体に占める竹林の割合は小さい。森林計画の目的自体が地域森林計画区全体をどのようにするのか、これで捉えている。ただ、竹林は特用林産物であり、里山という一つの要素でもある。竹林は整備対象であるので、ふるさと再生基金、ボランティア等で対応したい。
→(林会長) 現実に里山林の竹林は森林整備計画に含まれない
→(服部森林整備課長) 竹林に関する事業をご紹介したい。「ふるさとぎふ再生資金」において荒廃竹林の整備の提案があった。事業化に際して3団体から応募があった。河川敷の竹林等従来の森林整備箇所ではなかったが支援することとした。

(安江委員)

- ・(4森林技術者の)年齢構成はわからないのか?
→(森次長) 岐阜県全体ではわかるが、この計画区では分析が必要であり、後日説明する。

(加納委員)

- ・山中に放置された間伐材がある。材の搬出のために機械を山に入れるが、そのためにはきちんとした道、広い林道が必要。
→(森次長) 山の中には林道(約3.5m)、作業道(約2.5m)等いろいろある。林道も延ばさないといけないが、その先の作業道も延ばしていきたい。安く崩れない道を研究している。
→(服部森林整備課長) 山の中にあるのはすべて林道であるが、「林道」は、永久的施設であり、市町村等管理している。人間でいえば大動脈。一方それから先は「作業道」である。材の搬出の目的に応じ、林道、作業道の組み合わせ、その線形、幅員等様々なことを検討している。

(中原委員)

- ・「林道」は市町村が管理する道で、崩落等被害があった場合は公的資金により修繕される道。一方「作業道」は管理する所有者自らが作る道と捉えている。
- ・県の3m幅員の2級作業路の開設単価は約5,500円/m。
- ・作業道は林業をするために最低コストを掛けて作るのが基本。私は5,000~6,000円/mで作る。

(林会長)

- ・運材用に使われる「到達林道」と林内作業車が入る「施業林道」の二つに分けられる。
- ・今の話は施業林道についてである。一般車両が通行できなくても、林内車両が通ればいいということであれば、林道密度40m/haまで入ることが出来る。
- ・施業林道も基本は崩れないということであるが、恒久的に使うのかどうかで、規格も違ってくる。

(矢口委員)

- ・地域森林計画書はしっかり出来ている。
- ・森林の所有境界を早くはつきり出来るようにお願いしたい。
- ・奥地で全額国費で25万円/haという事業はあるそうであるが、クマ・シカ被害に地主が苦しんでおり、これらを軽減するためにこの事業を活用し、自然林を保護する地域、

木材生産用の区域等の区分をして、被害の多い地域に優先的に整備することも検討願いたい。

(林会長)

- ・クマ被害に対する対策事業があればご紹介いただきたい。
 - (渡辺部長) クマよけのテープ巻きに補助金がある。しかし、国の制度は間伐と併せて実施しないと補助がでない。そこで国に制度改革を要望しているが、国の対策が出るまでは、県の対策が出せないか検討している。
 - カシノナガキクイムシの被害については、白川村と関西の1カ所で国の実証実験が行われている。しかし、すぐに解決できる目処は立っていない。
- ・経済林、環境材の区分も必要。一歩ずつ進むことが出来るところ進めていきたい。

(矢口委員)

- ・昨年から雪が少なく、木の実も多いので農作物や木の被害も少ない。この時に森林のゾーニングを考え共存を図るような対策を取るとよい。

(林会長)

- ・クマは前年の秋～冬の栄養が豊富であれば、春の皮剥は少ない。今年はどんぐりが豊作なので、来春の皮剥は少ないだろう。
- ・野生鳥獣類との共生という点、小面積区画皆伐を採用し実のなる木を植える。植林するとシカの被害にあいやすくなるが、繁茂するかん木類により野生鳥獣類にえさを提供することになる。

(中原委員)

- ・根尾村に120haの森林を所持している。80haが人工林。H6からクマの被害が出始めた。奥美濃の中部電力のダム工事にもなって、クマのエリア移動があったから。
- ・5ha被害があったところでテープを巻いた。それ以降は被害がない。しかしテープを巻かなかった隣の林家は被害にあった。被害に遭ってから補助金によりテープを巻こうとしているが、林業家なら補助金の有無ではなく対処すべき。

(高田委員)

- ・中原委員と同じ意見。
- ・先代の人は損得ではなく山を手入れした。そのおかげで立派な木がある。補助金ありきではない。

(矢口委員)

- ・林業だけで成り立っていくのは、一握りの人。だから、この補助金があるうちにしっかり整備すべき。災害防止のためにもやるべき。小規模所有者の山でも制度があるうちに全員で整備して守るべき。皆で英知を結集して今の制度を使い、山を整備してよい山づくりを完成させる。

(三島委員)

- ・森林管理システムの構築という形の中で、地域森林計画で計画されていない事項を市町村が計画することとなっている。従来から言われているように市町村の森林に対する考えが十分でない。そのために市町村森林管理委員会（仮称）を設立して進めているがゆっくりはしてられない。早く立ち上げ、尚かつ市町村がやるべき仕事の部分の中でしっかり進めていかないと。
- ・管理は手を付けてやる場所だけでなく、全体が管理されないとダメ。
- ・県から市町村へ（権限・事務等が）行った段階でしっかり進めていく体制づくりを進めるべき。

(林会長)

- ・市町村森林管理委員会の進捗（設立）状況は？
 - (小椋林政課長) 12月現在11市町立ち上げている。面積では全体で岐阜県の森林の80%をカバー。
 - 目標は34市町村なのでもう少し充実を図っていこうと思っている。

・どの計画区が一番進行している？

→（小椋林政課長）山県市を皮切りに、中津川市、本巢市、飛騨市、下呂市、郡上市、恵那市、白川村、高山市、揖斐川町、関ヶ原町が順に設立した。計画区で言えば、宮・庄川流域が終わっている。

（中原委員）

- ・H14から森林施業計画に関する決裁権が県から市町村に移動。しかし、林務の専門でない市町村担当者ではわからない。目くら判を押しているのが実態。
- ・民有林が圧倒的に多く、5ha以下の小規模所有者が85%を占める岐阜県においては、各地域の森林組合が計画案を策定している。施業計画をしっかりと組み上げていかないと日本の林業構造社会の中で進まない状況がある以上、県も実のある施業計画、フィールドで走り出せる計画にしてほしい。
- ・森プロその他の事業を進めようとしても境界がわからず進まないことがある。人と時間を総力を挙げ境界の明確化につぎ込むことによって、いいシステム、制度、アイデアが具現化する。
- ・人もお金も時間も注入すればそれに見合ったリターンがある。岐阜県の森林の再生に向けて施業計画、境界の明確化現場の立ち会いに鋭意努力することが必要。

（渡辺部長）

- ・木材利用の増加に伴い戦後再造林、拡大造林を行ってきたのは事実。また、木材の関税撤廃により外材を入れてしまった。それで木材価格の下落が起こった。
- ・現在国産材が回復しつつあるが、境界の不明確等は、お金を払ったりお金をもらえんという関係がなくなった中で起こっている現象。
- ・国の間伐補助金も今までどおり進めたのでは進まない。境界問題が絡んでいる。
- ・地方分権の流れはよいが、市町村には林務の専門職員がない。そこで、県では市との交流を進めている。
- ・森林組合にも施業プランナーが必要である。このように制度的な問題点も抱えているので1つ1つ直して進めていきたい。

（河内委員）

- ・小規模でも森林組合が管理しているところはよいだろうが、管理もしていない部分について膨大な費用と労力をかけて境界をはっきりさせることにどれだけの価値があるのか。保安林に指定され税金を払ってない場合など、自分がどれだけの山を持っているのかわからない場合もあるが、ある程度課税台帳などで持ち分がわかれば、境界がわからなくても、山全体として計画していかないと何も進まない。
→（渡辺部長）境界を確定しないと木を1本伐っても財産権の侵害となる。
- ・山を管理している人はよいが、管理もしておらず、権利を主張するのか。その点は法律で変えることはできないのか。

（中原委員）

- ・今は材に価値が無く、お金にならないから、手入れもしない。境界も確認しない。
- ・しかし、いざ行政が間伐するときに「かつてに伐った」と訴えてきた人もいた。

（河内委員）

- ・農業でもやっている小規模農業をプールしてあがった収益を取り分を取るということを考えられないか。

（三島委員）

- ・境界確定はいろいろな手法がある。例えば、台帳面積で共有するような形にして分配するなど。いろんな手法を考えて管理がきちんとできる、要するに権利が確立して行く形で管理ができる手段を見いだしていく。
- ・一番簡単なのは、個人の山があり、個人の境がはっきりしていること。そういう話の続きの中に管理仕方の手法があると思う。

（河内委員）

- ・GISではっきりしないのか？

→（森次長）天然林と人工林の区別はできるが、人工林の5年くらいの差では30、40年経つと上から見ても区別がつかない。現在検討を進めているがオルソ（写真）を使いながら制度を高めていきたい。

（小林委員）

- ・ p 11 資源の循環利用林の話があったが、先日、CO₂排出抑制を議論する会議に出席したとき、県内の木屑が少なく森の発電所が困っている話を聞いた。白川町の発電施設は発電量を縮小するほど木くずが不足している。また、川辺町の発電施設も県外から木くずを運んでいる。
- ・ 県内の間伐材をなんとか使えないか。材を1m単位で伐り出し、1tあたり1万円で買うことにしたら続々と集まり、150万円の原資があつたという間になくなったという話があった。エネルギーに変えていく、サーマルで廻していくことも1つの方法。石油がもっと高くなると岐阜の森林に関するエネルギー需要が増えてくると思う。

（三島委員）

- ・ 今の話は重要であるが逆である。白川も川辺もお金をもらって処理している。
- ・ 現実的にはコストが合わない。将来的には石油の価格があれだけ上がってくると間違いなくそういった形になる。
- ・ 今木材の生産過程の中で、林内に捨てている枝、葉や細い幹を結束して持って行って、チップにして発電所で燃やすという話は、技術的にはできている。あとはコストの問題だけ。

（小林委員）

- ・ 確かにその発電というと、今の26円に対して40円ぐらいかかってしまうのでそうかもしれないが、技術的な革新があるかもしれないので少しその準備をする。
- ・ 静岡県で聞いたが、樹木の皮の部分、バークがなかなか燃えない。これが燃えれば随分いいという話もあったので、バークを燃やすことの研究もお願いしたい。

（三島委員）

- ・ バークも破碎すれば自然発火するくらい燃える。しかし、普通の木と比べると、バークだけ燃やしたときにはそれなりの熱量にならないので、特に発電ではバークばかり燃やすわけにいかない。ただ、ボイラーとして使うときには、そんなに難しくない。
- ・ 要するにコストさえ合えば、現在林内に捨てている枝葉を持ち出すことは難しくない。そうなれば非常にありがたい。近い将来、そういう時代が来れば、林業の生産活動をやりながら収入の拡大にもつながっていく。

（小林委員）

- ・ 私も願っているが、NEDOのお金が付くうちをお願いしたい。

（渡辺部長）

- ・ 間伐の90%が山で捨てられている。これを搬出しないとだめ。市場原理が要るから、柱を中心に使われているものを合板や集成材、あるいは木くずとかに利用しないとだめ。そのためにはそれを使う工場も要る。
- ・ あるいは技術革新。
- ・ もう一つは、もう少し業界自体も頑張ってもらいたい。木くずは海外と日本で3倍ぐらい値が違う。要はたたかれて買う。将来、合板にしる、建築基準法の改正がされると壁にも使える。むしろ壁が、構造計算上今のやつはもっと薄くて計算できるということで、用途の拡大、ニーズをつくり、それを市場化して、市場原理で流れる仕組みをつくらないとだめ。

（林会長）

- ・ バイオマスエネルギーは、将来ともごく一部だと思っている。やっぱり自然エネルギーが主力である。
- ・ もし今、市場がうまくコントロールできて、山にお金が入るようになったときに、発電のために使えば、岐阜県の森林は20年で丸裸である。
- ・ やはりCO₂の固定は、木材として使い続け固定することを考えないとだめ。木材だっ

たら1,000年間固定できる。それを20年ぐらいで、間伐して、あるいは皆伐して木質エネルギーで使ってしまうと、それでCO2を出してしまう。

- ・発電するための施設で使うエネルギー、持ち出すために使うエネルギー、それを考えると私は絶対引き合わないと思う。そうでなくて、きちんとした木材利用のシステムを組み立てる。それが本当の森林のCO2の固定とも含めて一番重要な道ではないか。

(伊藤委員)

- ・川辺の大豊製紙、大王製紙も建設廃材を90%も使っていたが、建設廃材の発生率が少なくなったので生木でもOKになった。本当に絶対量が足りない。その反面、バイオマス発電所があちこちでできている。北陸、あるいは関西の方にできたから、あちこちから引き合いがある。しかし間伐材の端材は、まだコストが高く、処理するにはまだお金がかかるから、山で循環させないと仕方がないのが今の現状。

(中原委員)

- ・ニュージーランドはラジアタパインを四、五十年前から国の産業として植えた。30年で長良川流域の60~70年生の杉に匹敵するぐらい倍のスピードで大きくなる。そのパルプのチップが製品として名古屋港に入ってくる。それと、金山から可児の名古屋パルプに入るコストと、原油が1バレル80ドルだと、金山からトラックで運ぶパルプと値段が同じである。80ドルを超えると、もうニュージーランドから持ってくるよりも国産の方が安い。
- ・昨年、間伐で3,000m³の素材生産をした。現場で出たバーク等をチップ業者に引き取らせる方法により、150~160万円の所得を得ることができた。部長の話にもあったが、87万m³が間伐として伐られ、利用間伐として搬出されたのが約9%、8万m³ぐらい。ということは、80万m³が林内に放置されている。しかしなかなか腐らない。山と積まれて、至るところにあって、それを放置しておくことが今の森林資源というキーワードからいったら、果たしてどうなのか。
- ・今、森プロをやっているうちの現場では、切り捨てのところはもうどうにもならぬエリア、あとは持ち出しをして所有者に返す。廃材もお金にする。昔の文化である。お金にできるものは手間かければお金にできる。収益が上がる仕組みづくりをすれば、それも思わぬ収入になる。

(議第1号について、会長が諮り、原案のとおり決定することに異論なし)

(事務局が答申文案を朗読し、会長が諮り、答申内容に異議なし) (審議終了)

(林地部会の審議状況等について河内林地部会長代行が報告。詳細について資料6によって竹内 治山課長が説明)

(渡辺林政部長)

- ・林地開発について、少し説明すると、昭和49年に森林法によって林地開発許可制度ができ、それからこのような許可を運用しているが、当時、県下で十何件、鉱業法、石から鉱物をとっていたところについて、ずうっと林地開発許可をとらずに来ていた。
- ・1年半前、法の趣旨に立ち返って毅然とした対応をすることを業界の方に指導した。例えば、開発業者が何も証拠のないことを言っているが、それはだめだということで私どもは中止命令をきちっとかけて、県警とも連絡をとって毅然とした措置をとった。そうしたことによって、林地開発制度を受けてきちっとこれからはやると、法の秩序に従うということになった。
- ・やはりこういう法律問題はこれからもきちっと言うべきことは言い、だめなものは中止命令をかける。最終的には告訴すると、警察に。そういう対応をしていきたいと思っていますので、委員の皆様にもご理解をお願いしたいと思います。

(林会長)

- ・これで本日の岐阜県森林審議会を閉じさせていただきます。

(渡辺林政部長あいさつ)

- ・小林委員の「地球温暖化防止活動環境大臣賞」受賞を紹介。
- ・林業、森林の本来のあるべき姿について活発なご議論を賜った。県は現場の声を聞くことを重視している。行政にとって耳に痛いことも大いに歓迎する。努力しながら一歩ずつ進めていきたいので今後ともよろしくご指導願いたい。

(終了 16:00)